

大館市農業委員会総会議事録

令和8年2月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和8年2月12日（木）午後1時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	高坂 千悦	9番	斎藤 重春	16番	阿部 重信
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一	17番	畠山 繁司
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子	18番	藤盛 久登
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子		
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
4番	富樫 俊昌				
19番	小畑 純市				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局長	渡辺 孝義		
		係長	工藤 学		
6. 議事録署名委員		10番	石山 元一	12番	嶋田 久美子
7. 書記		工藤 学			

報 告 ・ 議 案

業務報告	1月総会～2月総会
報告第3号	賃貸借の合意解約通知について
議案第4号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第5号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第6号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号10番 石山 委員、議席番号12番 嶋田 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第3号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

局長

1 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席は、1月26日秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われ、会長が出席しております。2月4日から5日にかけて秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修が岩手県で行われ、会長が出席しております。

2 ページをお願いいたします。

報告第3号賃貸借の合意解約通知について。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

3 ページの総括表をご覧ください。

件数は34件、田の163,425 m²となります。4 ページからの内訳ですが、自作するためが2件でNo.48と49です。売るためNo.50の1件です。貸すためが20件で、5 ページのNo.51から11 ページのNo.70まで。経営縮小のためが4件で12 ページのNo.71から13 ページのNo.74まで。期間変更のためが6件で、No.75から15 ページのNo.80まで。耕作不便のためが1件でNo.81となっております。

報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第4号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

16ページをお願いいたします。

議案第4号貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

17ページをお願いいたします。

件数は46件、田の213,059㎡と、畑の2件5,481㎡となっています。

18ページからの内訳ですが、全部が経営拡張で33ページまでとなっております。

また、別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ごよろしくをお願いいたします。

議長

それでは議案第4号について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第4号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議長

次に、議案第5号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

34ページをお願いいたします。

議案第5号、所有権移転の許可申請について。

農地法3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この可否について意見を求める。

35ページをお願いいたします。

件数は6件です。

田の21,771㎡、畑の37,231㎡であります。

36ページからの内訳は、経営拡張が4件No.4から次ページのNo.7まで。受贈が1件No.8。新規就農が1件のNo.9となっております。

農地法の3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの評価事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上よろしくをお願いいたします。

議長

議案第5号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので議案第5号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第6号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

38ページをお開き願います。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について。

農用地利用集積等促進計画案について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり、意見を求める。

39ページをお願いいたします。

令和7年度農用地利用集積計画第10号新規であります。

件数は31件、田の合計面積822,240㎡、畑の合計面積9,380㎡であります。

内訳は、40ページ、41ページとなります。

続きまして42ページ、令和7年度農用地利用集積計画第10号権利の移転であります。

件数は5件で、田の34,369㎡であります。

内訳は43ページとなります。

続きまして44ページ、令和7年度農用地利用集積計画第10号の所有権移転であります。

件数は2件で、田の面積7,450㎡であります。

内訳は45ページとなっております。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は全て確認済みであることを申し添えます。

よろしくをお願いいたします。

議長

議案第6号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

無いようですので、議案第6号について、原案の通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より、当面の日程について説明してください。

局長

46ページをお願いいたします。

当面の行事予定であります。

本会主催以外の会議等の出席。

2月25日、秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われます。

続きまして3月2日です。市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修が北秋田市で行われます。

当面の行事は以上となります。

議長

ただいまの行事日程について何か、質問等ございませんか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項と何かありましたら。

議長

皆さんから何かありますか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムー

ズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

大館市農業委員会本日の総会を終わります。

皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 2 月 1 2 日

議 長

議事録署名委員 1 0 番

議事録署名委員 1 2 番

農地法第3条調査書

議案第5号 No.4	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字ニッ森・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長者森・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業廃止に向け譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月6日 虻川 廣之 農業委員と畠山 新悦 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第5号 No.5	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市葛原字田代・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		鹿角市十和田毛馬内字上野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業廃止に向け譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月10日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第5号 No.6	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字十二所町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字丹内下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月10日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <input checked="" type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第5号 No.7	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市早口字比立内・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日、高坂 千悦 農業委員、小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <input checked="" type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第5号 No.8	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字神山・・・	〇〇 〇〇
		大館市片山町三丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		栃木県芳賀郡市貝町大字市塙・・・	〇〇 〇〇
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、先代の遺言書により一部を相続人ではなく、先代の姉に受贈することとなった。今までも先代から農地を借りて営農しており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第5号 No.9	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内東・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字出口・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者として就農計画が提出されており、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲受(借)人が新規就農者として譲渡人との本件の権利の取得により営農に資する計画である。 周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第4号 No.64	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字倉下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字押切・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字倉下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.65	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字新長岡・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字町後・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町大葛字長部・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.66	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字大堤上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字屋布下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字野開・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.67	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字橋場・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町片貝字伊勢堂東・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字橋場・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.68	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字橋場・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字大向田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.69	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字大向田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字大向田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.70	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字中前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		北海道札幌市手稲区曙5条3丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.71	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字中前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.72	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字沖・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.73	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字中前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.74	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字中前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.75	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字大面田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.76	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下靱内・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.77	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字大面田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字田町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.78	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町達子字川除ケ・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字上扇田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.79	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町達子字大谷地・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都日野市南平8丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.80	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字若見内・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字下扇田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.81	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字高田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字川原岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.82	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字高田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.83	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字高田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.84	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字中清水・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字伊勢堂・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.85	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字笹館・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.86	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字館ノ前・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字八木橋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字後畑・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.87	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字繫沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字土目内・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字繫沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.88	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市下川原字道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市下川原字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.89	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市粕田字岩本・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字長木川南・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市粕田字上羽立東・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.90	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市餅田字新田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字十三森・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.91	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市立花字上立花・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.92	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市板沢字愛宕下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市板沢字甲上野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.93	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市板沢字愛宕下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市板沢字乙上野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.94	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	板沢字板沢下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		埼玉県さいたま市西区蒲葦・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.95	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市葛原字猿間境・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字戸沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字戸沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月10日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.96	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字館沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字柏木・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.97	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字館沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字一本柳・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字柏木・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.98	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字川下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字深沢岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字柏木・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.99	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.100	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.101	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.102	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字鉄砲場・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業廃止に向けて規模を縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.103	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.104	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字下岩瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		和歌山県西牟婁郡白浜町堅田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は県外に住んでおり管理できないため規模を縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月5日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.105	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字秋田渡・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字上野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.106	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字下新田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字出口・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.107	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字丸山下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字坂地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第4号 No.108	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字李岱床屋・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市城西町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字李岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模を縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第4号 No.109	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市長坂字桑木谷地・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字屋敷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字赤坂下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模を縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>